

学校と市立図書館の連携に関する要綱

(目的及び意義)

第1条 この要綱は、「学校図書館法」第4条及び「図書館法」第3条の趣旨にもとづき、川崎市における学校図書館と市立図書館（以下、図書館という。）の相互協力を幅広く展開するために、市立学校（以下、学校という。）と図書館の連携について必要な事項を定めるものである。

(連携の内容)

第2条 この要綱に基づく協力関係は、次のとおりとする。

(1) 資料の相互利用

ア 図書館は、学校から教育活動を充実することを目的とした資料提供の依頼があったときは、その目的がかなうよう支援をする。

イ 学校は、図書館から協力の要請があったときは、学校教育に支障がない限りにおいて、資料の提供などを行う。

ウ 図書館と学校は、特に地域に関する資料、情報の収集について積極的に交流し相互に援助する。

(2) 学校図書館の情報ネットワーク化

学校は、図書館のネットワークシステムと連携して学校図書館のネットワーク化を進める。図書館は、学校図書館の蔵書のデータベース化が効率的に進むよう支援をする。

(3) 施設の利用

ア 図書館は、学校が授業で図書館を活用するときは、他の利用者の支障とならない範囲で協力する。

イ 学校は、図書館が地域で行う事業で学校を活用するときは、教育活動に支障がない範囲で協力する。

(4) 職員の相互交流・研修

学校及び図書館は、職員やボランティアの研修等への参加、講師の派遣など相互に便宜を図る。また、ボランティア希望者など地域の人材の紹介を行う。

(5) 連携会議の開催

相互協力が効果的に推進できるよう「学校と図書館の連携会議」を各区において定期的に行う。会議の召集は図書館が行う。

(その他)

第3条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。